

石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、石油基地自治体協議会に加盟する団体（以下「加盟団体」という。）が、その地域においてコンビナート事故、地震その他住民の安全を脅かす危機事象により被災し、被災団体独自では、十分な応急措置ができない場合に、友愛精神及び大規模かつ広域的な災害に対する互いのノウハウに基づき、相互に応援協力し、被災団体への災害対応を行うことを目的とする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、以下のとおりとする。

- (1)災害への対応に必要な物資の提供
- (2)災害への対応に必要な人員の派遣
- (3)負傷者等の医療機関への受入れ
- (4)被災者の一時的な受入れ
- (5)前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(応援の単位)

第3条 災害の規模、時間的経過に応じてスムーズな応援を行うため、加盟団体を別表のとおり5つのブロックに分ける。

(応援の要請)

第4条 被災団体は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、第9条第1項に定めるブロック幹事団体に応援を要請する。

- (1)被災の状況
- (2)第2条第1号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路等
- (3)第2条第2号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする人員の職種、人数、期間、活動内容、派遣場所及び経路等
- (4)第2条第3号に定める応援を要請する場合は、受入れを必要とする人数及び診療科目
- (5)第2条第4号に定める受入れを要請する場合は、受入れを必要とする人数
- (6)前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

2 前項の要請は、電話、電信等で行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

3 ブロック幹事団体は、第1項に定める応援の要請があったときは、応援団

体及び応援項目を決定し、被災団体及び代表幹事団体に通知する。

- 4 前項の場合において、広域被災等によりブロック内で応援ができないとき及びブロック内の応援を実施したにもかかわらず更に応援が必要なときは、ブロック幹事は第9条第1項に定める代表幹事に応援を要請する。
- 5 代表幹事は、前項に定める応援の要請があったときは、被災団体が所属するブロックの直近のブロック幹事団体に応援を要請する。この場合、直近のブロックが2つある場合は、代表幹事団体とそれぞれのブロック幹事団体が、協議して応援ブロックを決定する。
- 6 前項の決定による応援の実施にもかかわらず、更に応援が必要なときは、代表幹事団体は全てのブロック幹事団体に応援を要請する。
- 7 前2項に規定する応援の実施にあたっては、本条第3項の規定を準用する。

(応援の実施)

第5条 応援を要請された団体は、可能な範囲で応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費の負担は、原則として応援を要請した団体の負担とするが、被災の状況により応援を実施した団体と応援を受けた団体が協議して定める。

(情報及び資料等の交換)

第7条 加盟団体は、この協定が円滑に行われるよう必要に応じて情報交換及び地域防災計画その他関係資料等の交換を行うものとする。また、各ブロックにおいても同様とする。

(連絡担当部局)

第8条 加盟団体は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に情報を交換する。

(代表幹事団体等)

第9条 本協定の円滑な遂行のため加盟団体の中から代表幹事団体及び副幹事団体をそれぞれ1団体ずつ選出する。また、第3条に定めるブロックからブロック幹事団体及びブロック副幹事団体を1団体選出する。

- 2 前項に定める幹事の任期は、それぞれ1年とする。

(代表幹事団体等の選出)

第10条 代表幹事団体は、第3条に定めるブロックの輪番とし、輪番について

は、別途協議する。また、前条に定めるブロック幹事団体が代表幹事団体に就任する。

- 2 副幹事団体は、前項に定める輪番において、代表幹事団体の次のブロックのブロック幹事が就任する。
- 3 ブロック幹事団体及びブロック副幹事団体は、各ブロックの加盟団体の互選とする。

(代表幹事団体等の所掌事務)

第 11 条 代表幹事団体は、次の事務を所掌する。

- (1) 第 4 条第 5 項及び第 6 項に定める応援の要請、取りまとめ及び取りまとめ結果の被災団体が属するブロック幹事への通知
 - (2) 被災団体から要請のあった事項に係る調整
 - (3) ブロック幹事が行う活動の支援
 - (4) 第 8 条に定める連絡担当部局の取りまとめ
 - (5) 新たに加入する団体及び離脱する団体の受付
- 2 副幹事団体は、代表幹事団体が上記の所掌事務を処理することが困難なときは、これを代行する。
 - 3 ブロック幹事は、次の事務を所掌する。
 - (1) 第 4 条第 3 項に定める応援の調整並びに被災団体及び代表幹事団体への通知
 - (2) 第 4 条第 4 項に定める応援の要請
 - (3) 第 4 条第 7 項において準用される調整及び代表幹事団体への通知
 - 4 ブロック副幹事団体は、ブロック幹事団体が上記の所掌事務を処理することができないときは、これを代行する。

(通信連絡体制の整備)

第 12 条 加盟団体は、災害時における通信連絡手段の確保に努めるものとする。

(他の協定等との関係)

第 13 条 この協定は、各加盟団体が個別に災害時の相互応援に関して既に締結しているもの又は今後締結する協定等を妨げるものではない。

(協定に関する協議)

第 14 条 この協定に定めるもののほか、協定の実施に関して必要な事項は、加盟団体が協議して定める。

指定ブロック

別表(第3条関係)

ブロック	都道府県	市町
①	北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県	室蘭市、釧路市、苫小牧市、伊達市、石狩市、北斗市、青森市、八戸市、秋田市、男鹿市、久慈市、酒田市、仙台市、塩竈市、多賀城市
②	茨城県、千葉県、神奈川県	北茨城市、千葉市、市川市、船橋市、市原市、袖ヶ浦市、横浜市、横須賀市
③	新潟県、富山県、石川県、愛知県、三重県	新潟市、富山市、金沢市、半田市、碧南市、東海市、知多市、四日市市
④	大阪府、和歌山県、岡山县、香川県、愛媛県	堺市、泉大津市、松原市、高石市、海南市、有田市、倉敷市、玉野市、坂出市、松山市
⑤	広島県、山口県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	大竹市、下関市、宇部市、周南市、防府市、岩国市、山陽小野田市、和木町、北九州市、中間市、唐津市、大分市、八代市、鹿児島市、うるま市

この協定を証するため、協定者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。
この協定は、平成 23 年 7 月 12 日から効力を生ずる。

平成 23 年 7 月 12 日

室蘭市長

釧路市長

青山 剛

蝦名 大也

苫小牧市長

伊達市長

岩倉 博文

菊谷 秀吉

石狩市長

北斗市長

田岡 克介

高谷 寿峰

青森市長

八戸市長

鹿内 博

小林 真

秋田市長
穗積志

男鹿市長
渡部幸男

久慈市長
山内隆文

酒田市長
阿部寿一

仙台市長
奥山恵美子

塩竈市長
佐藤昭

多賀城市長
菊地健次郎

北茨城市長
豊田 稔

千葉市長
熊谷俊人

市川市長
大久保博

船橋市長

市原市長

藤代孝七

佐久間 隆義

袖ヶ浦市長

横浜市長

出口 清

林 文子

横須賀市長

新潟市長

吉田雄人

篠田 昭

富山市長

金沢市長

森 雅志

山野之義

半田市長

碧南市長

榎原純夫

補宜田 政信

東海市長

知多市長

鈴木淳雄

加藤功

四日市市長

堺市長

田中俊行

竹山修身

泉大津市長

松原市長

神谷昇

澤井宏文

高石市長

海南市長

阪口伸六

神出政巳

有田市長

倉敷市長

望月良男

伊東香織

玉野市長

黒田 晋

坂出市長

綾 宏

松山市長

野志克仁

大竹市長

入山欣郎

下関市長

中尾友昭

宇部市長

久保田 后子

周南市長

木村 健一郎

防府市長

松浦正人

岩国市長

福田 良彦

山陽小野田市長

白井博文

和木町長

古木哲夫

北九州市長

北橋健治

中間市長

松下俊男

唐津市長

坂井俊之

大分市長

釘宮磐

八代市長

福島和敏

鹿児島市長

森博幸

うるま市長

島袋俊夫